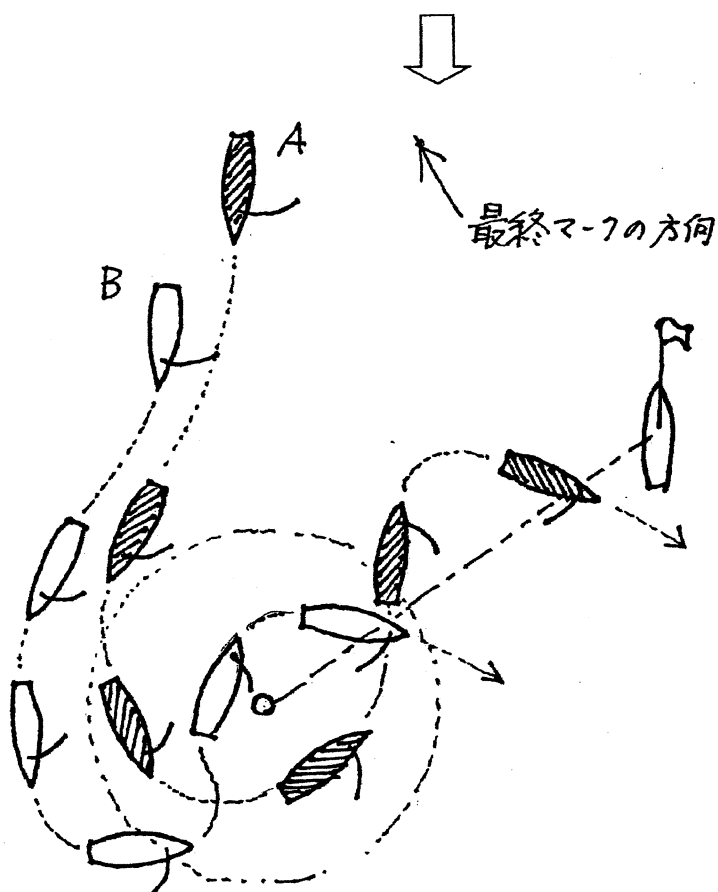


【6-1】 AとBは、各々図の様にフィニッシュした。



1. A、Bとも正しくフィニッシュした。
2. Aはフィニッシュしたが、Bはフィニッシュしていない。
3. Bはフィニッシュしたが、Aはフィニッシュしていない。
4. A、Bともにフィニッシュしていない。

Aも正しく Finish した。"フィニッシュ"は定義で決まおり、SIでの変更は認めない。
 記録は Finish とする。その上で、
 レス長協会から RRS28 に違反したと抗議する。

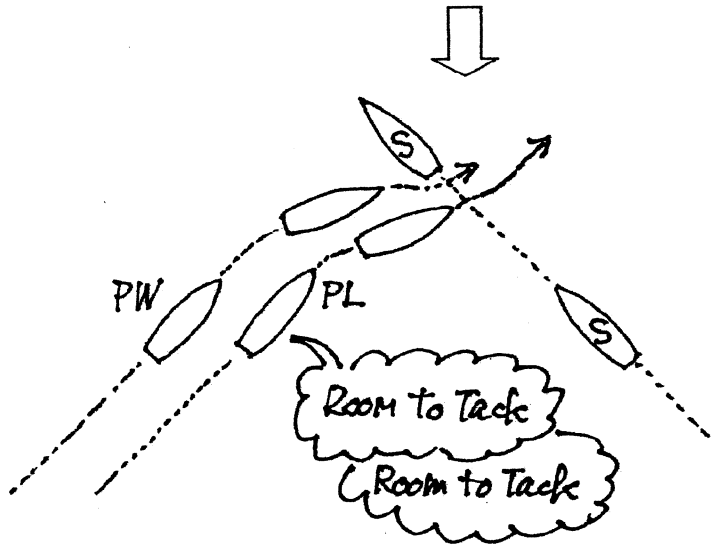
Aは RRS 17 にも違反している。

CASE 45

06-003 ISAF Q&A

Pending "上巻を指す → 勘弁"

- 【6-2】 PWとPLは、Sと丁度ミートするコースをクローズホールドで帆走していた。PLは、Sをかかわすことが難しいと考え、PWに対して“ROOM TO TACK”と声をかけたが、PWからは何の応答もなかった。再び声をかけたがやはり応答がなかったので、やむを得ず大きくベアウェイしてSのスターンをかかわした。PLは、タックの要求に応じなかったとしてPWに抗議した。



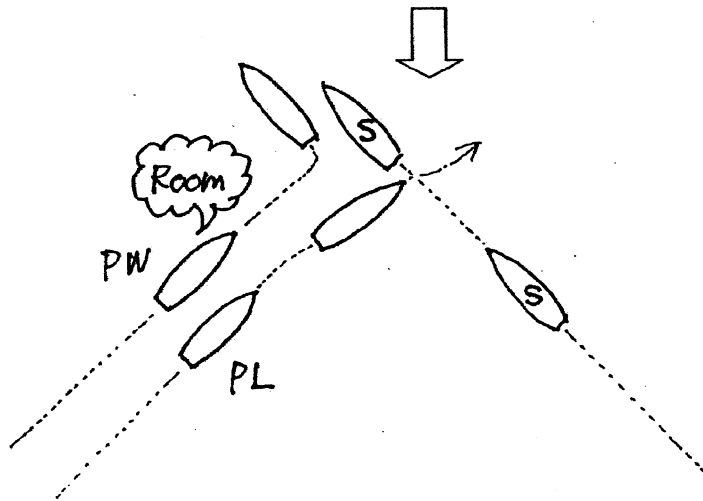
1. Sは、PW、PLに対して避ける行動をとる必要がなかったので、何の問題もない。
2. PWは、PLから再度声をかけられたのに何の応答もしなかったため、規則に違反している。
PW失格。
3. 結果として、PLは、Sを避けられたので何の問題もなく、PLの抗議は却下される。
4. そもそもPLは、PWに対しタックするルームを要求する権利がないので、PLの抗議は却下。

2.

“大きく”が重要。

一艇身にも引いた時 10°を“大きく”と理解。

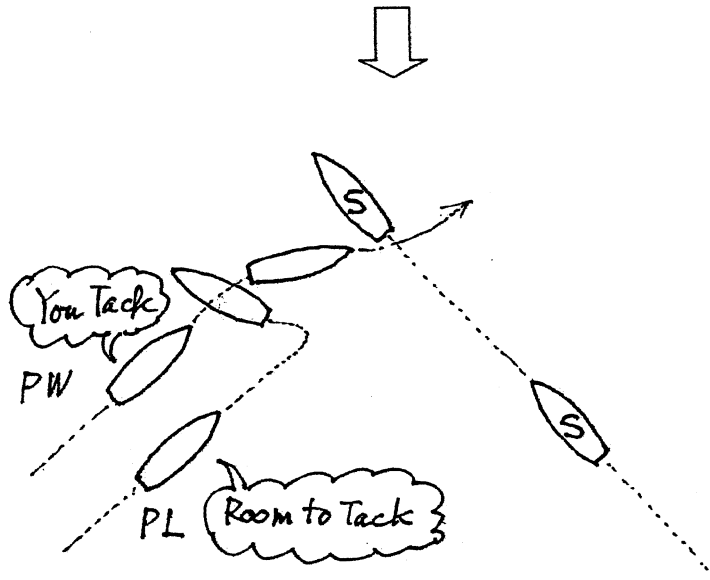
【6-3】 PWとPLは、Sと丁度ミートするコースをクローズホールドで帆走していた。PWは、Sをかわすことが難しいと考え、PLに対してSのスターンをかわす為のルームを要求し声を掛けたが、PLからは何の応答もなく避ける様子もなかったため最終的に直前で急遽にタックしてかろうじてSを避けた。PLは、ベアウェイしてSのスターンをかわした。PWは、PLにSのスターンをかわすルームをくれなかったとして抗議した。



1. Sは、PW、PLに対して避ける行動をとる必要がなかったため、何の問題もない。
2. 結果としてPWは、タックしてSを避けられたため、何の問題もなくPWの抗議は却下。
3. そもそもPWは、PLに対しルームを要求する権利がないため、PWの抗議は却下。
4. PLは、PWにルームを与えなかったため、規則に違反している。PL失格。

4. RRS 18.2(a)の適用。PWは声をかけた義務はないが、(審判)での不正行為はない。
 (関連 CASE 11.)

【6-4】 PWとPLは、Sと丁度ミートするコースをクローズホールドで帆走していた。PLは、Sをかわすことが難しいと考え、PWに対して“ROOM TO TACK”と声を掛けた。PWは、すぐさま“YOU TACK”と応じたが、タックすることなくそのままのコースをキープした。PLは、このままではSと衝突すると思い、やむなくタックして急激にベアウェイし、PWのスターンをかわすことができた。PWは、Sのスターンをかわして行った。PLはPWに対し、タックするルームの要求に対してタックしなかったとし抗議した。

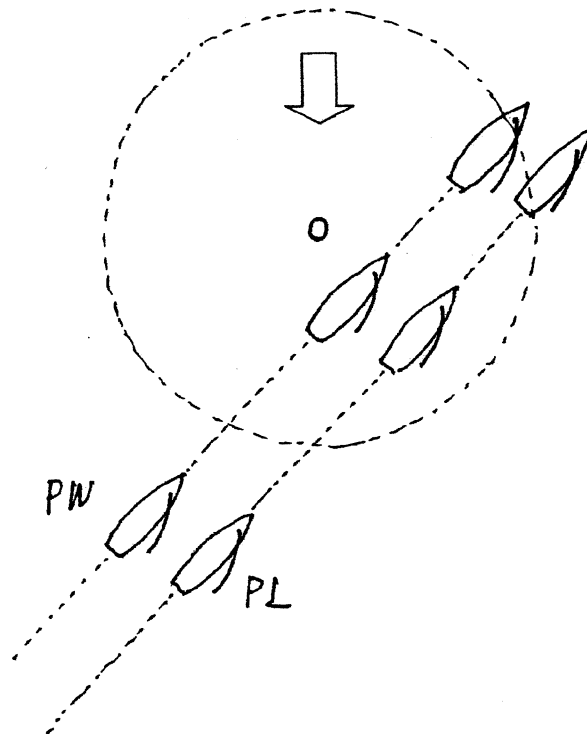


1. Sは、PW、PLに対して避ける行動をとる必要がなかったので、何の問題もない。
2. PLは、結果としてタックしてPWのスターンをかわすことが出来たので、何の問題もなくPLの抗議は却下。
3. PWは、PLのルームの要求に対して“YOU TACK”と答えたのにタックせずにコースを維持したので規則に違反している。PW失格。
4. PLがタックした結果、PLはスターボード艇となったので、ポート艇のPWは避けなければならず、PLがPWを避けたので、PW失格。

2. PLは“急激に”のシマンライクではないが、タックのため、避けられている。

cf. CASE 35

- 【6-5】 PWとPLは、互いにオーバーラップしていて、上マークへ向かってクローズホールドで帆走していた。先にPWが上マーク2艇身ゾーンに到達したが、PWはマークに向かってタックせずにそのままのコースを維持した。PLはPWに対してマークを正しく回航しなかったとして抗議した。



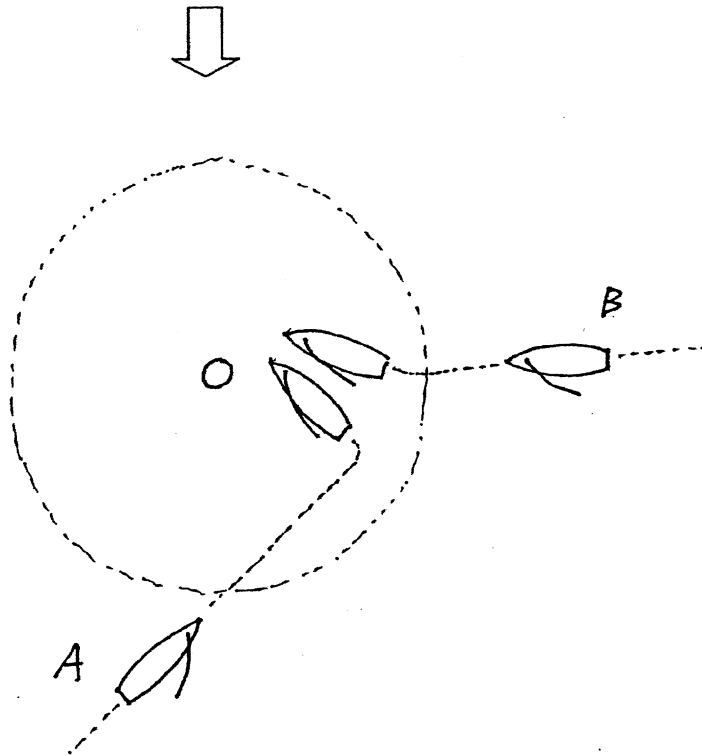
1. PWは、そのコースを帆走する為に必要とする以上にマークから離れて帆走したので規則に違反している。PW失格。
2. PW、PLともマークをかわすにはタックする必要があるが、マークをかわす為のタックのタイミングは任意であるので、何の問題もなくPWはいずれの規則にも違反していない。PLの抗議は却下。
3. PLは風下艇であり、マークを回航する為に急激にラフする権利がある。
4. PWは風上艇であり、プロパーコースはマークを回航する事であるので、出来る限りすばやくマークを回航するコースを帆走しなければならないので、規則に違反している。PW失格。

2. 3

上2-7では、連ねて4つ

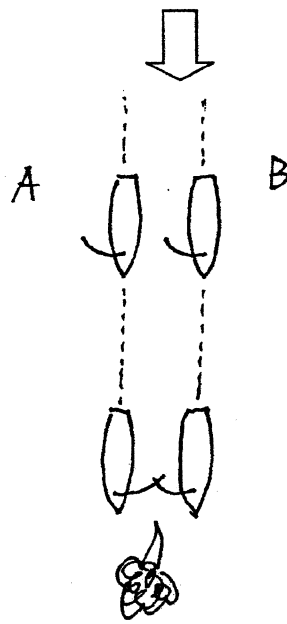
CS. CASE 86

- 【6-6】 Aはポートタックで、Bはスターボードタックで互いに上マークにアプローチしていた。Aは、上マーク2艇身以内でタックをしてタックを完了した時、オーバーセールして上マークに向かっているBが上側にオーバーラップし、Aを避ける為にクローズホールドのコースまでラフした。Bは、Aを避ける必要があったとして抗議した。



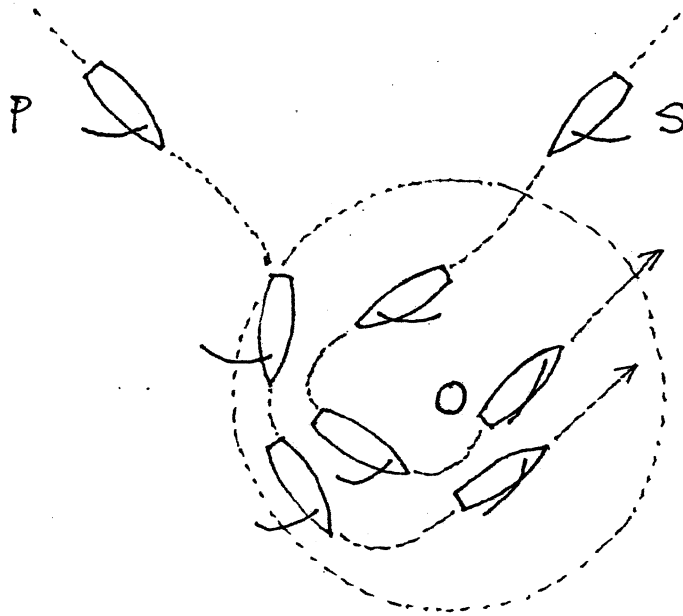
1. Aは、上マーク2艇身以内でタックしたので何の権利もなく、Bに避ける行動をとらせたので規則に違反している。A失格。
2. Aはタックを完了しており、Bは上側にオーバーラップしたので、上下の関係となりAは避ける義務がある。抗議は却下。
3. Aは上マーク2艇身以内でタックしたが、Bはオーバーセールして上マークにアプローチしており、Aを避ける為にクローズホールドのコースまでは避ける行動をとったが、結果として避ける事ができたので何の問題もなかった。抗議は却下。
4. Aは、先にマークの2艇身以内に到達してタックを完了しており、Bは、その後上側にオーバーラップしたので、Aは内側艇としての権利があり、Bは避ける義務がある。抗議は却下。

【6-7】 AとBはポートタックで互いに並行してダウンウィンドコースを帆走していた。Aは、ジャイブしてスターボードタックになった。その瞬間にAのブームエンドがBのブームエンドに接触した。両艇抗議した。



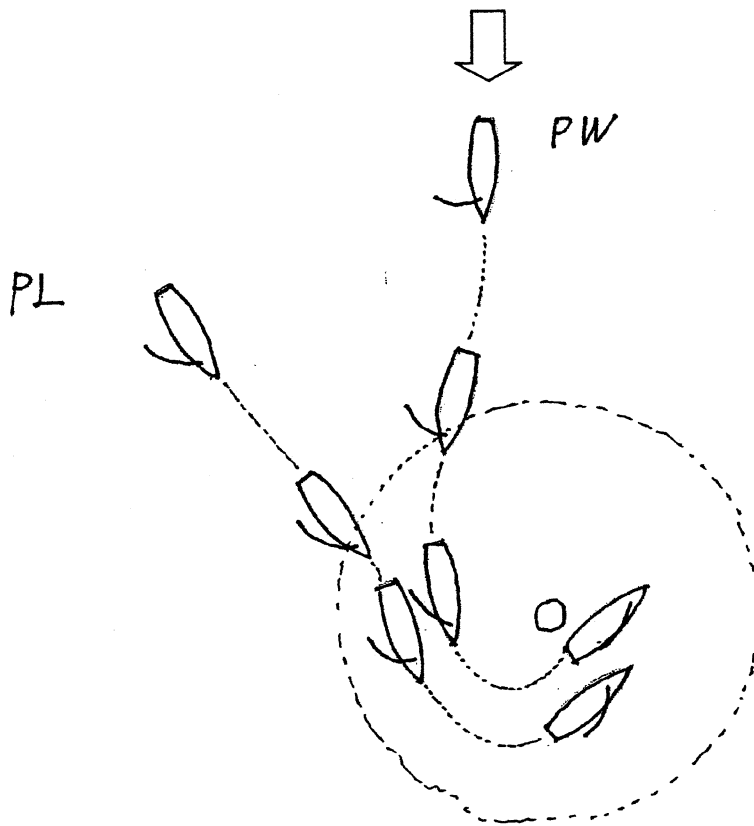
1. Aは、スターボードタックになったが、Bに避ける余裕を全く与えなかったので、規則に違反している。A失格。
2. Bははじめに風上艇であり非権利艇であった。Aがジャイブしてスターボードタックになった時に直ちに接触したので、Bはじめから避けておらず規則に違反している。B失格。

- 【6-8】 PとSは、下マークに向い、互いにオーバーラップしてアプローチしていた。Sは、ジャイブしてマークぎりぎりを通る為にルームをとってジャイブするコースをとった。Pは、Sが必要以上にマークから離れたコースをとったとして抗議した。



1. Sは、マークから離れて自らにとって最も有利なコースをとったので、規則に違反している。S失格。
2. Sは、ジャイブしてそのコースを帆走する為に必要とする以上マークから離れたわけではないので、何の問題もない。抗議は却下。

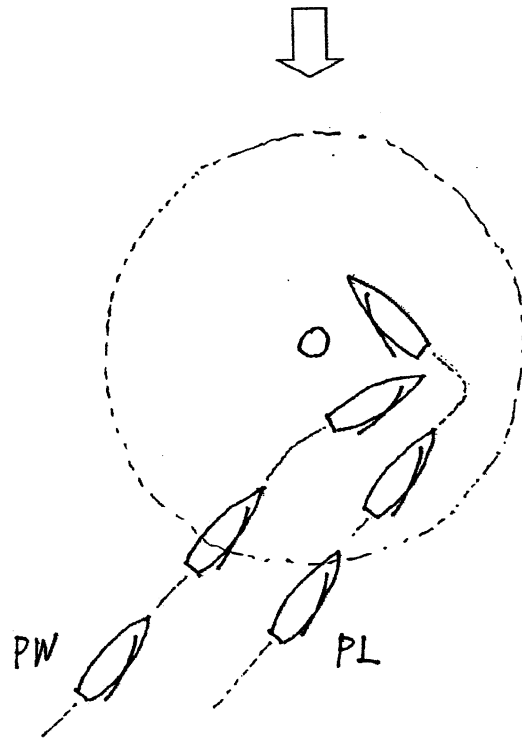
- 【6-9】 PLとPWは、共にオーバーラップし、並行して風下マークにアプローチしていた。PWは、ぎりぎりの有利なコースを通る為にマークに対してそれなりのルームをとってマークから離れるコースをとった。PLは、PWが必要以上にマークから離れたコースをとったとして抗議した。



1. PWは、マークから離れて自らにとって最も有利なコースをとったので、規則に違反している。PW失格。
2. PWは、他の艇がいなかった場合に自らにとって有利となる以上にマークから離れてコースをとったわけではないので、何の問題もない。抗議は却下。

に

- 【6-10】 PWとPLは、ポートタックのクローズホールドで上マークにアプローチしていた。クリアヘッドであったPLが先に上マーク2艇身以内に到達し、マークをかわす為にタックしスターボードタックとなった。そこで、クリアアスターンであったPWは、PLとミートし、スターボードとなったPLのスターンをかわして避け、抗議した。



1. PLは、タックを完了してスターボードタックとなったので、ポートタックであるPWは避ける必要があり、PWは避けた。何の問題もなく、抗議は却下。
2. PLは、上マーク2艇身以内にクリアヘッドで先に到達したので、PWは、その後PLを避けなければならない、その後PLを避けたので何の問題もない。抗議却下。
3. PLは、上マーク2艇身以内でタックしたので何の権利もなく、PWに避ける行動をとらせたので規則に違反している。PL失格。
4. PLは、上マーク2艇身以内でタックしたのでPWがマークをかわす事を妨げてはならない。PLは、PWのマーク回航を妨げたので規則に違反している。PL失格。

RRS 18.3 ではなく、 18.2(c) → 15

答 1.

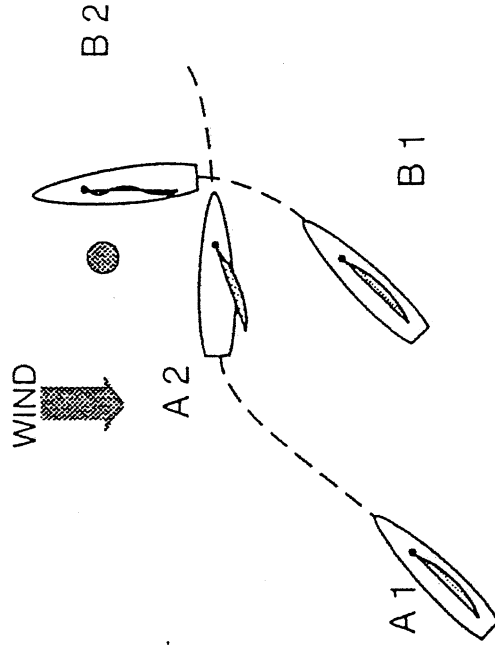
風位を越えたら 2章の適用に移る。

Exercise 5

認定された事実

AとBは左舷に見て回航すべき風上マークにアブ
ローチしていた。Aはポート・タックのクロース・
ホールドでポートのレイラインにいた。Bのコ
ースはAのコースのおよそ1艇身風下で、Aのクリ
ア・アヘッドだった。Aがベア・アウェイをし、
Bのアスターンを通過した時、Bはラフをして風
位を超えた。Bが2艇身ゾーンに入った時、Aは
クリア・アスターンだった。Aは抗議した。

結論および適用規則



Exercise 15

認定された事実

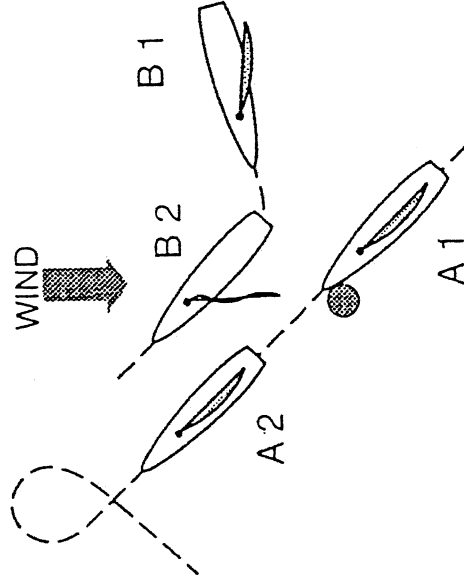
AとBはスターボード・タックでオーバークラップをして左舷に見て通過すべき風上マークにニアプローチしていた。Aはマークに接触した。それからAはマークをかわす間クロース・ホールドのコースを続けて帆走した。BはAを避けるため、コースを変えさせられた。BはスターボードをおとしてからAの後にベア・アウェイし、それから360度ベナルティ・ターンをはじめたが、完全なものではなかった。BはAがマーク・タッチをしてから邪魔をしてはならないとして抗議した。

結論および適用規則

OK.

1.1.1. 31.2.3

早く 船の中心に 航行橋の 主桅は OK. 一回転中の 避けた山は "右舷" 側



Exercise 17

認定された事実

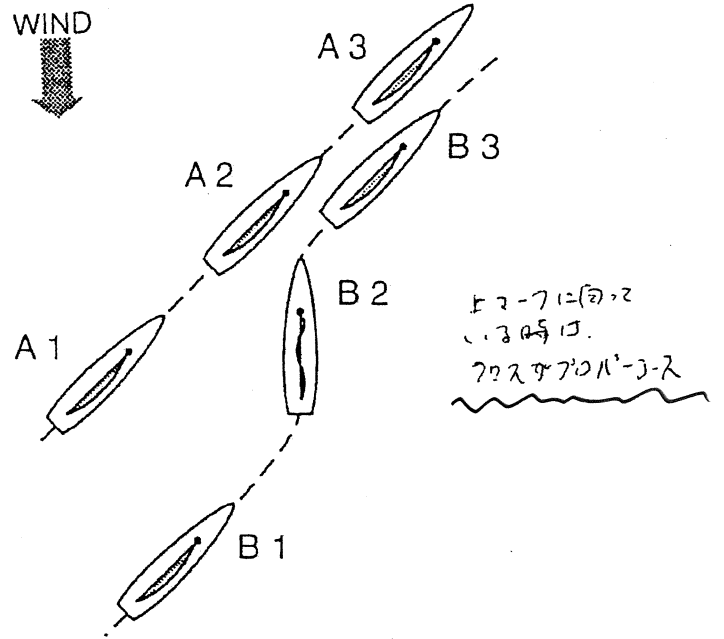
AとBは両艇ともポート・タックのクロス・ホールドであった。Bがクリア・アスターンからオーバーラップした時、およそ1艇身風下であった。Bはクロス・ホールドより風上にラフをして、それからクロス・ホールドにベア・アウェイした。接触はなかった。両艇は抗議した。

結論および適用規則

Bはクリア・アスターンからオーバーラップをした時、規則17.1によりクリア・アスターンにならなければプロパー・コースより風上を帆走してはならなくなる。Bはプロパー・コースより風上を帆走し、クリア・アスターンにならなかった。

判決

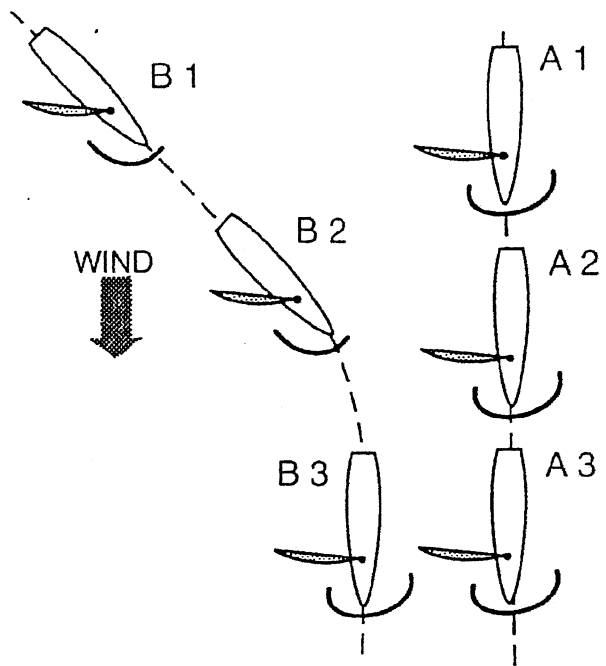
Bは規則17.1に違反したため、失格。



Exercise 18

認定された事実

AとBはともにポート・タックのランニングでコンバージング・コースを走っており、Bが風下でオーバーラップしていた。両艇は夫々のプロパー・コースを帆走していた（Aは重い艇で風を真後ろから受けて、自分にとっては最善のダウンウィンドを帆走していた。Bは軽い艇でブロード・リーチでジャイブをする自分にとっては最善のダウンウィンドを



A → B 17.2 抗議

B → A 17.11 抗議

- 8 -

→ A, B共にプロパー・コースだったのに

RRS 11 により Aが失格。

CASE 46

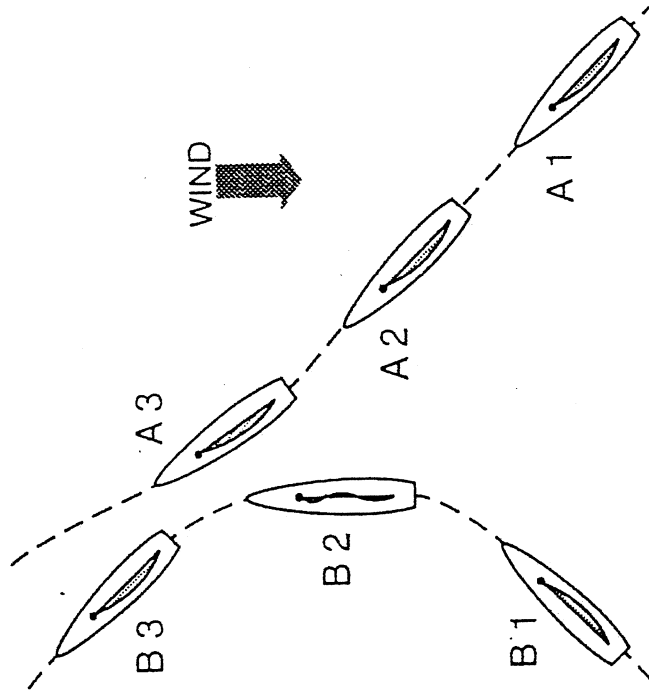
Exercise 21

認定された事実

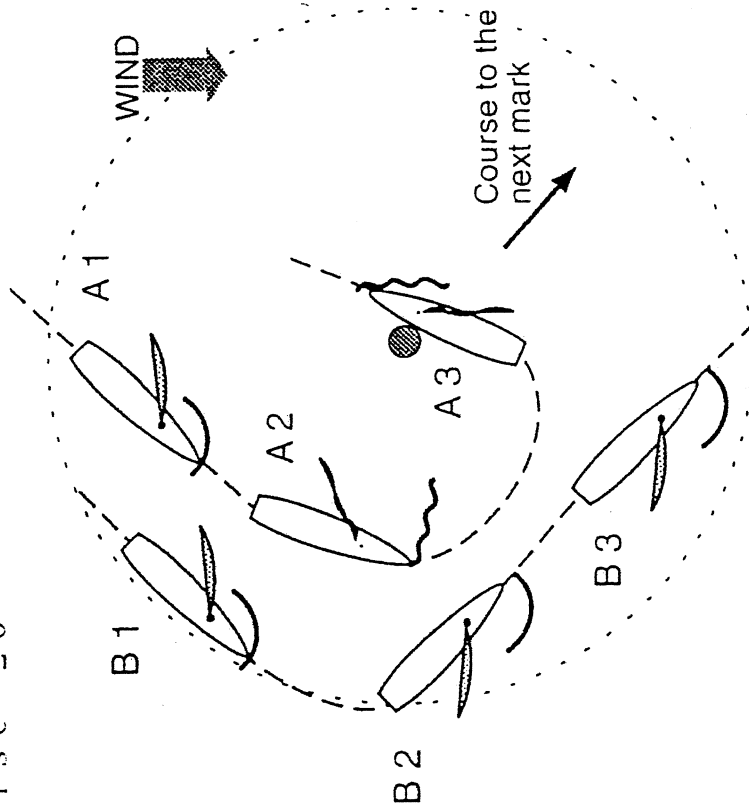
AとBはクロ・ス・ホールドのコリジョン・コースであった。AはスターボードタックでBはポート・タックだった。BはタックしたBがクロ・ス・ホールドになる直前にAは接触を避けるためにラフを強いられた。

結論および適用規則

Bは規則10で要求されるようにAを避けるためにタックをした。しかし、Aの直前での接近したタックであった。それは、両艇が互いに近づいた時にBはまだ規則13にもとづいてAを避けるよう要求されており、AはBを避けるためにラフをしなければならなかったという事実により証明される。Bが規則12のもとで権利を得る前にAはラフをしなければならなかった。



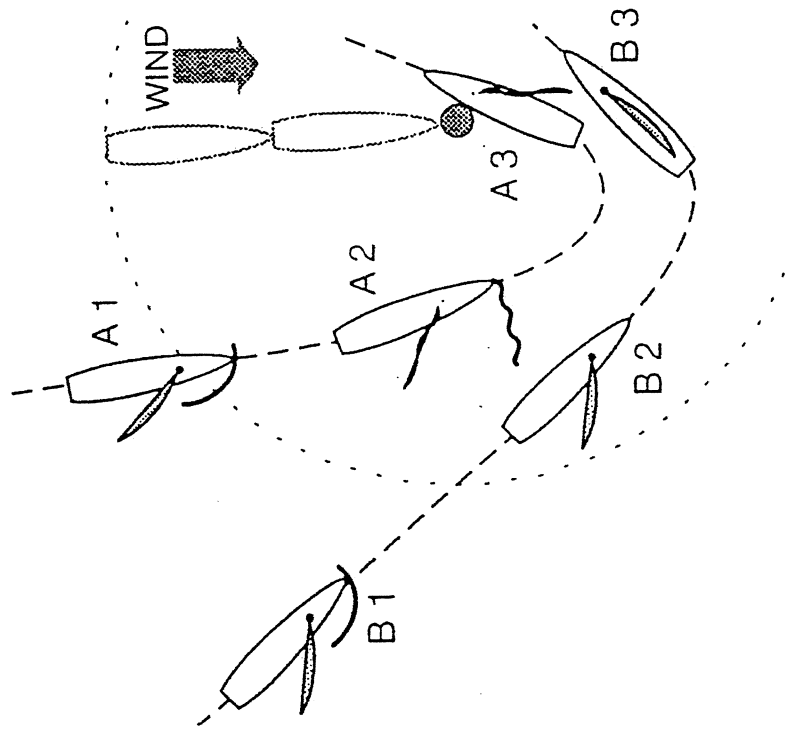
Exercise 26



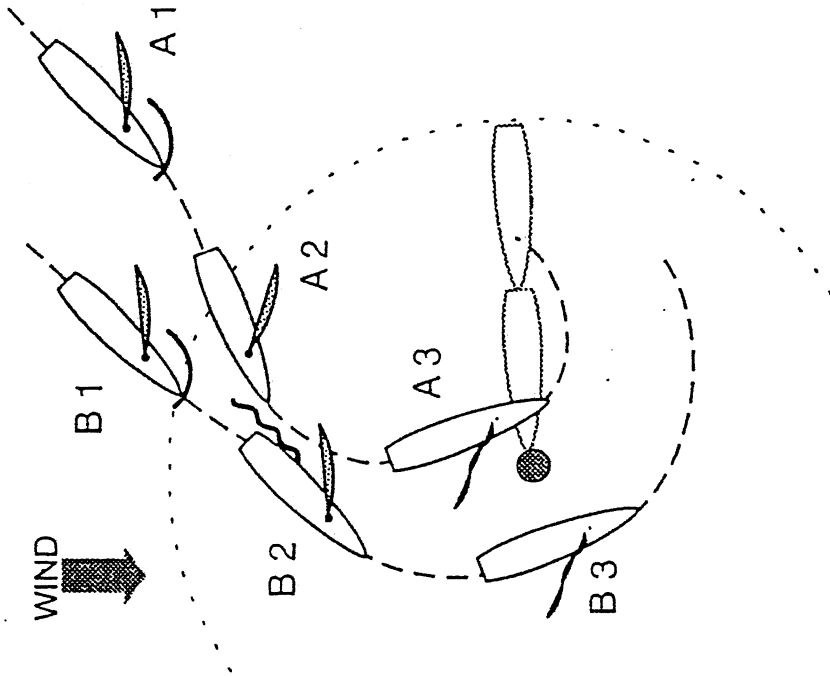
Exercise 27

認定された事実

AとBはオーバーラップをして風下マークにアプローチしていた。両艇がマークに到達した時、Aの新人クルーはセンターボードを降ろし、セールをトリムするの到手間取った。BはAにルームをたくさん取り過ぎると叫び、風上に上らせさせた。これによりAは接触を避けるためにコースを変えさせられた。Aはマークに接触したが、360度のベナルティは行わなかった。AはBがマーク回航のための十分なルームをくれなかったとして抗議した。



Exerise 28

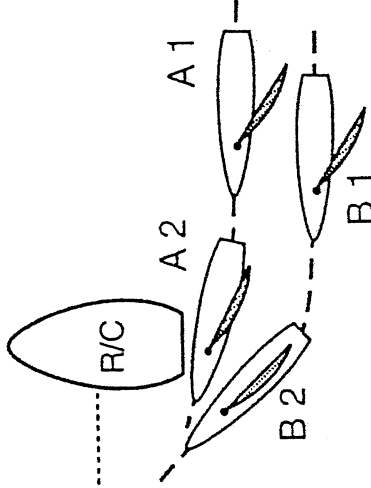


Exercise 32

認定された事実

AとBはスタートするためスタート・マークであるレース・コミッティ・ボートにアブロードしていた。Aがコミッティ・ボートの風下を通過していた時Bはラフして、Aはコミッティ・ボートに接触させられた。BはまたAに接触し、ダメージを与えた。Aは抗議した。

結論および適用規則



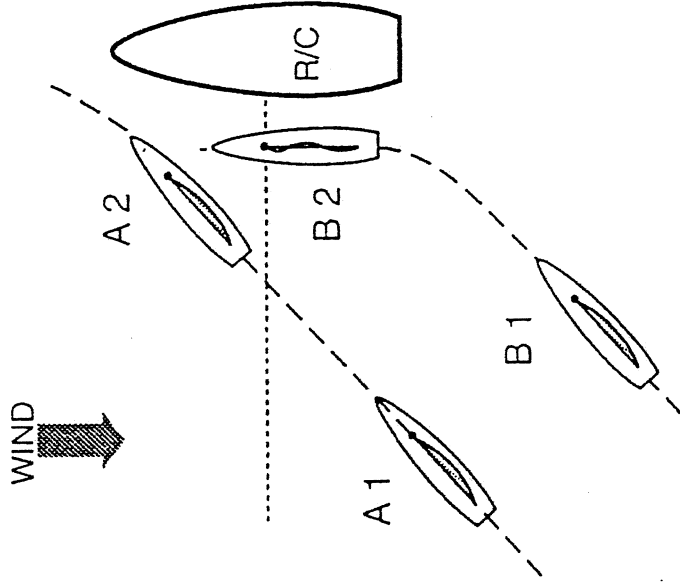
..... Aはスタートラインを横切った。Bはスタートラインを横切った。Bはスタートラインを横切った。Bはスタートラインを横切った。

Exercise 36

認定された事実

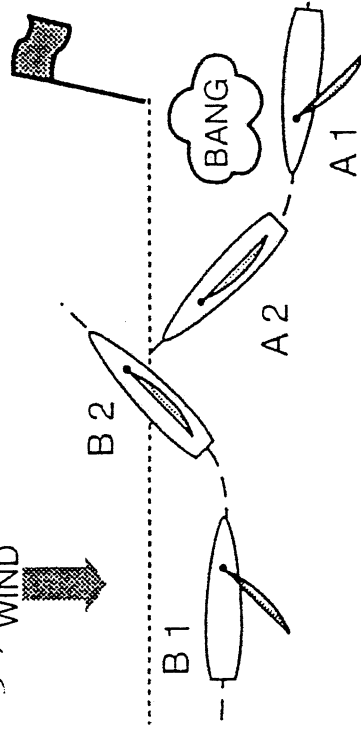
AとBはボート・タックのクロース・ホール
ドでオーバーラップをして、フィニッシュ・
ラインに向かって帆走していた。Bは障害物
でありマークであるコミッティ・ボートでタ
ックをすすめるためのループをくれるように声を
かけた。Aはコミッティ・ボードをかわすこ
とができることをBに伝えた。Bはコミッテ
ィ・ボートを避けるためにラフをした。しか
しAがいるのでタックを完了することが出来
なかった。AはBの前を通過した。接触はな
かった。Bはコミッティ・ボートとAのどち
らかに接触することなしにコースを変えらるこ
とは出来なかった。Bは抗議した。

結論および適用規則



コミッティ・ボートはAがかわすためのループをくれる (規則 10.9.4.1)

Exercise 39 WIND



認定された事実

スタートの数秒前にAはスターボードのスタート・ラインの風下にあり、Bはリーディングのポートであった。Aを避けるためBはラフした。スタート信号が鳴り、Aはクロス・ホールドのコースにラフし、Bと衝突し、ダメージがあった。両艇は抗議した。